

おきなわ#7119事業運営業務仕様書

第1 事業概要に関する事項

1 委託業務の名称

おきなわ#7119事業運営業務

2 事業の概要

おきなわ#7119事業（以下「#7119」という）は、沖縄県内において県民又は県内に滞在している者（以下県民等という）からの電話に対して、救急電話相談や医療機関案内を行うものである。

救急電話相談は、県民等が急な病気やけがをした時、救急車を呼ぶか、医療機関を受診すべきか迷った際に、相談員（看護師）（以下「相談員」という。）が電話で聴取した相談者の訴えや症状などを基に緊急度を判定し、傷病の緊急性の有無や救急車要請の要否の助言、応急手当の方法等のアドバイスを行う。

なお、緊急度が高いと判断した場合は、原則として119番へのかけ直しを指示する。ただし、相談者の症状などから相談者自身に119番へかけ直しが困難と相談員が判断した場合には、相談者現在地を管轄する消防本部の119番等への転送を行う。

医療機関案内は、相談者の現在地や受診を希望する診療科等から、時間帯毎の受診可能な医療機関の案内を行う。

3 委託期間

令和8年4月1日（水）零時から令和11年3月31日（土）24時まで

4 相談受付時間

委託期間中、24時間365日実施（年末年始及びその他の日祝日を含む）

5 令和8年度の事業実施区域

本県のうち北大東村を除く区域とする。

第2 業務内容等に関する事項

1 業務内容

（1）計画策定

受託者は、本業務を実施するために必要となる人員配置、研修、県内の救急医療体制に関する対応要領等に対する計画をあらかじめ策定し、委託者と協議の上、運営にあたること。

（2）人員配置

ア 必要な人員の確保

受託者は、下記イの配置人数を基準とし、想定件数を参考に休憩や離席、交代などを考慮に入れ、常に複数件の救急医療相談を同時に受けることができるよ

う、相談員及び常駐医師・オンコール医師（以下「スタッフ等」という。）について、必要数を確保すること。

イ 人員の配置に係る基準

（ア）相談員：常時2名以上

（イ）常駐医師又はオンコール医師：常時1名

※交代時における、システムのログイン、ログアウトによる空白時間を生じないようにすること。

※受託者が沖縄県小児救急電話相談事業（以下「#8000」という）等の類似事業を受託している場合、受託者は#7119の運営に要する経費（職員数、使用回線数等）を特定できるようにすること。また、#7119の運営に要する経費に他事業の経費を含めることはできないこととする。

※委託者から求めがあれば、受託者は#7119の運営に要する経費の内訳等を委託者へ提出すること。

（3）相談員等の教育に関する研修等

受託者は、新規に採用した相談員に対して、必要な技能を習得させるため、相談業務開始までに下記ア～キを含む研修を実施すること。

また、本事業の質の維持及び向上を図るため、下記ア～カの研修のほか、事業検証や医療情報に係る研修など、年1回以上実施すること。なお、研修にかかる費用は委託料に含めるものとする。

ア 電話対応研修

相談員として必要なマナー及び電話対応に関する研修

イ 個人情報取扱い研修

コールセンター（受託者）で扱う個人情報の取扱いに関する研修

ウ 端末操作研修

救急電話相談及び医療機関案内において使用するシステムの端末操作に関する研修

エ 情報セキュリティ研修

使用するパソコンやネットワークのセキュリティに関する研修

オ プロトコル研修

相談者の症状などを基に緊急度を判定するためのプロトコル研修

カ 沖縄県の救急医療に係る研修

本県の救急医療体制や離島医療の状況に関する研修

キ シミュレーション研修

実際の問い合わせを想定したシミュレーション方式での研修

（4）業務マニュアルの作成

コールセンター（受託者）での実施業務に関する業務マニュアルについて、委託者と協議のうえ作成すること。また、事業の実施状況に応じて、委託者と協議のうえ改訂を行うものとする。

2 受託者における人員体制

(1) 相談員

相談者から症状の聞き取りを行い、相談システムに入力し緊急度判定プロトコル等により緊急度判定を行う。判定結果により、応急手当の助言や医療機関案内、119番への転送やかけ直しの要請などの対応を行う。

相談員は、看護師資格を有し、看護師としての業務経験がおおむね5年以上の者とし、救急患者に対する応急処置その他相談業務の実施に必要な医療一般に関する知識及び経験を有する者とすること。

また、相談員2名以上のうち1名は指導教育的役割を担う常勤の職員を確保、配置すること。その相談員は指導教育的経験があり、一定の救急看護経験を有する者とすること。

なお、インターネット環境を活用しての医療機関の検索や、その他本業務の実施に必要なパソコンの操作が可能であること。

(2) 常駐医師・オンコール医師

相談員が救急医療相談に対応する際、緊急度判定や診療科目等の判断に迷った場合、相談員からの相談に応じるため、常駐医師又はオンコール体制で待機している医師が助言を行う。

本業務の遂行に必要な救急医療等の知識及び経験を有する医師が、第1の4に規定する相談受付時間内に相談員からの相談を受け付けることが可能であること。

3 業務実施に関する事項

(1) 業務責任者の配置

受託者は、委託者からの連絡窓口を明らかにするため、受託者は業務責任者を定め委託者へ通知すること。

業務責任者は、コールセンター（受託者）へ定期的（月1回以上）に巡回を行い、相談員の勤務状況を隨時把握し、必要に応じて適切に指示を行うこと。

(2) 業務責任者及び相談員等の名簿の作成

受託者は委託業務の開始前に、業務責任者及びスタッフ等の名簿（資格、電話相談等の経験歴を含む。）を委託者に提出すること。名簿には看護師の確保体制（専任又は兼任）及び医師の確保体制（常駐又はオンコールによる支援体制等）についても記載すること。

4 相談業務に関する対応

(1) 救急電話相談

緊急度の判定に当たっては、緊急度判定プロトコル（電話相談）【総務省消防庁作成】を参考に、相談者から聴取した内容により行うこと。また、必要に応じて医師への相談を行うこと。

電話相談の結果、医療機関を受診する必要がない場合には、症状に応じた対処法等を説明すること。

業務を見積もるうえでの参考として、本県各市町村の人口及び#7119事業の相談件数を別添資料に示す。

(2) 医療機関案内

相談内容に応じて、医療機関を受診する必要性の有無について回答をすること。

受診する必要がある場合又は相談者から医療機関案内を求められた場合は、第2の1（4）に定める業務マニュアルに基づき、医療機関の情報提供を行う。

なお、情報提供に当たっては客観的なもののみ提供し、優良な医療機関の案内などの主觀を要するものは対応しないこと。

(3) 小児に関する相談

15歳未満の小児に関する相談については、必要に応じてより専門的「#8000」などへの案内も考慮すること。

(4) 相談業務に関する記録

事案毎の相談内容に関する事項を記録し、一定期間保存を行うこと。

【記録内容（例）】

ア 相談日時・曜日

イ 相談者対象者（年齢・性別）

ウ 相談対象者との続柄

エ 相談者の現在地（市町村）

オ 相談内容

カ 相談結果

キ 医師の氏名（医師へ相談した場合）

ク 医療機関名（医療機関を案内した場合）

ケ 受付者

(5) 外国人からの相談

外国人からの相談に対応するため、多言語通訳サービスなどの通訳者を交えた3者通話による相談体制を整えること。

対応言語は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語を含む5か国語以上とする。

(6) 重大案件発生時の対応

アンダートリアージが疑われる事案など、相談者が不利益を被るような重大インシデントが発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、対処後に相談内容や対応策について整理し、改めて報告すること。

また、必要に応じて委託者と検証する体制を設けること。

5 委託者に対する報告等

相談記録の整理、看護師及び医師との連絡調整及び事業報告の整理等を行うとともに、委託者に対して下記（1）から（5）の内容を報告するものとする。

各報告は、特段の記載が無い場合は、月1回、次月の10営業日目を目処に行うものとするが、委託者から必要な報告の要請を受けた場合は、速やかにとりまとめて提出すること。

(1) 事業実績の報告

受託者は、4(4)で記録した内容について、データにより全てを報告すること。
(当月分と年度累計の実績)

(2) 緊急度判定プロトコル及び救急電話相談に関する事業検証に係る報告

緊急度判定プロトコル及び救急電話相談に関する事業検証を行う際に必要となる、統計等のデータ管理や業務の課題抽出を行い、報告すること。さらに、当事業に関連する会議への出席などに協力すること。

(3) 基本的な応答率の評価を行うための報告

コールセンター(受託者)は、別紙1「詳細な応答率の評価を行うための報告」に従い、委託者が#7119の応答率を評価するために必要となる情報の収集を行い、報告を行うこと。

(4) 相談後の受診行動の標本調査

本事業の実施による119番通報の減等の効果を測定することを目的に、相談者に後日聞き取り調査等を行うこととし、調査結果を委託者に報告すること。その際、標本数は一日当たり2件以上とすること。

(5) 第4の1(7)に関する情報及び措置・処理に係る報告

使用するパソコンやネットワークのセキュリティ対策について、委託者に報告すること。

6 利用者等からの意見に対する対応

受託者は、相談者から意見が寄せられた場合に、その内容を委託者に報告すること。

また、クレームや苦情等への対応については、専門部署を設置して適切に対応すること。

なお、当該意見が電話で寄せられた場合、通話に際しては#7119回線以外の回線を利用し、#7119回線の確保に努めること。

7 業務の引継ぎ

(1) 引継ぎの準備

受託者は、実務的な業務引継ぎの準備を兼ね、本仕様書のほか、業務遂行上必要となる資料等を日頃から整理し、委託者から求められた場合は速やかにこれを提出すること。

(2) 引継ぎの実施

受託者は、委託者から指示があった場合には、契約履行期間の終期に先立ちおおむね1か月間は、業務資料等によるほか、必要なデータ等を速やかに提供し、受託者において委託者の指示する者に対して、実務的な引継ぎを実施すること。この際、受託者は本事業を行う人員とは別に引継ぎを行うための人員を配置すること。

また、引継ぎの実施方法や時間などについては委託者の指示に従うものとし、受託者が作成した業務マニュアルを委託者が買取り、譲渡する場合は、委託者と協議すること。

第3 相談システム及び業務設備に関する事項

1 実施場所

相談業務を行うコールセンターの設置場所は、受託者の負担において用意する。ただし、相談者に関するプライバシーの保護が図られる場所であること。また、設置場所の詳細について発注者に情報提供すること。

2 相談システム

- ア 相談の電話を受ける際は、あらかじめ、①「おきなわ#7119事業の電話相談の窓口であること」、②「電話相談は診療ではなく、あくまで相談者の判断の参考としてもうための助言、指導であること」を必ず説明すること。説明の方法は、受付員・相談員又は自動ガイダンスによる案内とする。
- イ 回線混雑により回線が繋がらない場合は、待機メッセージを流すとともに音声ガイダンスにより待機中状態として保ち、オペレーターの空いた順に着信させる機能を有すること。
- ウ 回線は2回線以上とする。ただし、同一コールセンターにて、他の委託業務等と電話回線を共用する場合、少なくとも2回線以上は#7119専用の回線を確保すること。
- エ 通話に係る音声を録音するための装置を設置し、音声記録を保管すること。
- オ 相談員が医療機関案内を行うために必要となるインターネット環境を整備すること。

3 業務設備

(1) 電話回線

- ア #7119及びその設定先となる固定電話回線の準備は、委託者が行う。
- イ 固定電話回線から受注者コールセンターまでの間は、転送サービスにより転送するものとし、転送に係る費用は委託者が負担する。

(2) 備品の手配

業務に必要な机及びパソコンなどの備品並びにロッカーなどの備品は受託者が用意すること。

第4 その他

1 情報セキュリティ

本業務の実施にあたっては、以下に掲げる機密保持のための要件を備えること。

- (1) スタッフ等に対して、業務上知り得た個人情報について、離職後も含めて漏洩することができないよう「誓約書」の提出を義務付けること。
- (2) 個人情報等を適切に取扱う体制を整備するため、プライバシーマーク又はISM認証の取得を行うこと。なお、必要に応じ、委託者は情報の管理状況について検査を行う場合がある。
- (3) 委託者へ報告する場合を除き、画面のハードコピー、データ等について、その手段の如何を問わず一切の出力、持ち出しを禁止すること。
- (4) 委託者から業務上の必要となる資料を委託者から貸与を受けた場合、当該資料を業務実施場所以外へ持ち出さないこと。
- (5) 録音記録や対応記録など、業務運営上作成した資料等については、委託期間満了後3ヶ月を経過するまでは適切に保存するとともに、保存期間終了後は速やかに、かつ確実に廃棄又は消去すること。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) コールセンター内には業務責任者、スタッフ等及び委託者が許可した者以外の入室を禁止すること。
- (7) 使用するシステムやパソコン、ネットワークのセキュリティ対策を行うこと。

2 留意事項

- (1) 委託者を通して行われる本業務に関する視察・見学・取材等については、委託者と協力して対応すること。なお、委託者の許可なく受託者が直接視察・見学・取材等を受けてはならない。
- (2) 相談業務において生じた事故等の発生に伴う法律上の損害賠償責任に備え、あらかじめ医療賠償責任保険に加入すること。
- (3) 受託者が確保するスタッフ等に対して、労働基準法、最低賃金法等の各種関係法令を遵守すること。
- (4) 業務の履行に関しては、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類などは環境に配慮したものとすること。
- (5) その他、本業務仕様書に記載のないものについては、委託者と受託者の双方で協議し決定するものとする。

詳細な応答率の評価を行うための報告

1 応答率の評価に必要な情報の収集

受託者は、コールセンターの開設時間中において、委託者による応答率の評価に必要となる以下の情報についてデータを収集すること。

項目	単位	内 容
回線閉塞日時	-	あらかじめ♯7119 を受信するために用意されている電話回線の全てが入電状態となり閉塞してから、当該状態が解消されるまでの日時
回線閉塞時間	分	あらかじめ♯7119 を受信するために用意されている電話回線の全てが入電状態となり、閉塞している時間
入電件数	件	1 時間毎の入電件数
対応件数	件	1 時間毎の対応した件数
応答率	%	1 時間毎の「対応件数／入電件数」で求められる応答率
配置オペレーター数	人	1 時間毎の配置オペレーター数
1 件毎の 処理時間	分	オペレーターが、1 件の♯7119 入電に対して通話を開始してから、全ての対応を終えて次の入電に対応可能な状態となるまでの時間で、通話時間※1 と後処理時間※2 の合計時間 ※1 通話開始から通話終了までの時間で、通話を保留した時間を含む ※2 システム入力作業等、通話終了後に発生する諸作業に要した時間

2 応答率の評価に必要な情報の報告

受託者は、1で収集した情報を以下に示す報告資料に取りまとめ、委託者に報告すること。

(1) ♯7119 対応状況一覧（日表）の作成

受託者は、収集した情報を別紙様式1「♯7119 対応状況一覧」及び別紙様式2「♯7119 対応状況一覧（日表）」に取りまとめ、次月の10営業日目を目処に委託者に報告すること。

(2) ♯7119 対応状況一覧（月表）の作成

受託者は、収集したデータに基づき以下の項目について算出し、別紙様式3「♯7119 対応状況一覧（月表）」に取りまとめ、次月の10営業日目を目処に委託者に報告すること。

	項目	単位	内 容
日別対応状況	合計入電件数 (A)	件	当該日 (24 時間) 中の全入電件数
	合計対応件数 (B)	件	当該日 (24 時間) 中の全対応件数
	応答率	%	B/A で求められる応答率
	合計回線閉塞時間	分	当該日 (24 時間) 中の回線閉塞時間の合計
	平均処理時間	分	当該日 (24 時間) 中の平均処理時間

	項目	単位	内 容
時間別対応状況	平均配置オペレーター数	人	当該時間帯に配置されたオペレーター数の月の平均値
	合計入電件数 (C)	件	当該時間帯に入電した件数の月の合計値
	合計対応件数 (D)	件	当該時間帯に対応した件数の月合計値
	応答率	%	D/C で求められる応答率
	平均回線閉塞時間	分	当該時間の回線閉塞時間の月の平均値
	平均処理時間	分	当該時間の平均処理時間の月の平均値

7119 対応状況一覧

令和 年 月 分

1 回線閉塞日時・時間

7119 対応状況一覧（日表）

1 時間別記録

令 和 年 月 日

配置 オペレーター数	入電件数 (A)	対応件数 (B)	応答率 B/A %	回線閉塞時間 分	平均処理時間	
					単位	人
件	件	件	%	分	分	
0 時～ 1 時						
1 時～ 2 時						
2 時～ 3 時						
3 時～ 4 時						
4 時～ 5 時						
5 時～ 6 時						
6 時～ 7 時						
7 時～ 8 時						
8 時～ 9 時						
9 時～ 10 時						
10 時～ 11 時						
11 時～ 12 時						
12 時～ 13 時						
13 時～ 14 時						
14 時～ 15 時						
15 時～ 16 時						
16 時～ 17 時						
17 時～ 18 時						
18 時～ 19 時						
19 時～ 20 時						
20 時～ 21 時						
21 時～ 22 時						
22 時～ 23 時						
23 時～ 24 時						
日合計	—					—
日平均	—					

7119 対応状況一覧 (日表)

令和 年 月分

2 回線閉塞日時・時間

3 応答率100%の時間帯

7119 対応状況一覧（月表）

令 和 年 月 分

1 日別対応状況

日	曜日	祝日	合計入電件数	合計対応件数	応答率	合計回線閉塞時間	平均処理時間
			(A)	(B)	B/A	分	分
件	件	%					
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							

2 時間別対応状況

単位	平均配置	合計入電件数	合計対応件数	応答率	平均回線閉塞時間	平均処理時間
	オペレーター数	(C)	(D)	D/C	分	分
人	件	件	%			
0 時 ~ 1 時						
1 時 ~ 2 時						
2 時 ~ 3 時						
3 時 ~ 4 時						
4 時 ~ 5 時						
5 時 ~ 6 時						
6 時 ~ 7 時						
7 時 ~ 8 時						
8 時 ~ 9 時						
9 時 ~ 10 時						
10 時 ~ 11 時						
11 時 ~ 12 時						
12 時 ~ 13 時						
13 時 ~ 14 時						
14 時 ~ 15 時						
15 時 ~ 16 時						
16 時 ~ 17 時						
17 時 ~ 18 時						
18 時 ~ 19 時						
19 時 ~ 20 時						
20 時 ~ 21 時						
21 時 ~ 22 時						
22 時 ~ 23 時						
23 時 ~ 24 時						

【別添資料】本県各市町村の人口及び#7119相談件数

町村名	人口 (単位:人) (※1)	#7119相談件数 (単位:件) (※2)
那覇市	313,424	6,447
宜野湾市	100,443	1,412
石垣市	49,830	425
浦添市	115,486	1,509
名護市	64,734	724
糸満市	62,250	786
沖縄市	141,739	1,771
豊見城市	65,889	892
うるま市	126,948	1,415
宮古島市	55,656	308
南城市	46,929	532
国頭村	4,459	93
大宜味村	2,910	31
東村	1,701	13
今帰仁村	9,183	74
本部町	12,899	158
恩納村	11,316	424
宜野座村	6,500	76
金武町	11,481	107
伊江村	4,268	4
読谷村	42,289	401
嘉手納町	12,909	177
北谷町	29,259	358
北中城村	17,951	175
中城村	22,683	232
西原町	35,659	413
与那原町	19,920	231
南風原町	41,330	499
渡嘉敷村	665	5
座間味村	873	3
粟国村	676	3
渡名喜村	291	0
南大東村	1,227	8
北大東村※3	544	1
伊平屋村	1,191	6
伊是名村	1,237	1
久米島町	7,140	34
八重瀬町	33,255	311
多良間村	1,040	2
竹富町	4,208	40
与那国町	1,689	5
合計	1,484,081	20,106

※R7.10月に相談実績有り

※1：人口は令和7年1月1日時点の住民基本台帳人口

※2：#7119相談件数は令和6年9月1日～令和7年8月31日までの数値

※3：令和8年度の事業実施区域外である町村